

経 理 規 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、この連合会の経理に関して必要な事項を定め、連合会の財務状態及び事業成績を明らかにすることにより、連合会の業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この連合会の経理は、法令、法令に基づく行政庁の処分、定款、事業規程及び農業共済団体会計基準（「農業共済団体の経理処理要領」（平成23年4月8日付け22経営第7209号農林水産省経営局長通知）のⅡ）の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

(取引の定義)

第 3 条 この規則において、取引とは、連合会の資産、負債及び純財産の増減及び異動並びに収益及び費用の発生の原因となる一切の事実（第 6 条に規定する会計単位間におけるものを含む。）をいう。

(年度所属区分)

第 4 条 この連合会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

② この会の資産、負債及び純財産の増減及び異動並びに収益及び費用の事業年度の所属区分は、その原因たる事実の発生した日の属する事業年度により区分するものとする。ただし、その日を決定し難い場合は、その原因たる事実を確認した日の属する事業年度により区分するものとする。

(予算管理)

第 5 条 この連合会は、毎事業年度ごとに予算を作成し、その収入及び支出は、予算に基づいて管理する。

(会計単位)

第 6 条 この連合会の会計単位は、次に掲げるところによる。

- 1 農業経営収入保険勘定 農業経営収入保険に関する取引の経理を統括する会計とする。
- 2 任意共済勘定 任意共済に関する取引の経理を統括する会計とする。
- 3 業 務 勘 定 業務の執行に関する取引の経理を統括する会計とする。

(経理責任者)

第 7 条 経理責任者は、会長が指名するものとする。

② この規則の運用に関しては、経理責任者の指示に従うものとする。

第2章 勘定及び勘定科目

(勘定)

第8条 各会計単位においては、資産勘定、負債勘定、純財産勘定、損失勘定及び利益勘定を設け、取引の経理を行う。

(勘定科目)

第9条 前条の各勘定に属する勘定科目は、第6条の会計単位ごとに、別表第1「勘定科目表」による。

(勘定科目の選定)

第10条 取引の内容により処理勘定科目に疑義のあるときは参事の指示による。

第3章 伝票及び帳簿

(伝票)

第11条 取引は、伝票を作成し、これにより記録整理しなければならない。

② 伝票は、別に定める様式による。

(伝票の起票)

第12条 伝票は証拠書類に基づき起票する。

(伝票の整理)

第13条 伝票は各会計単位に、毎日取引終了後、各勘定科目別に分類集計し、別に定める様式の日締表に転記する。

② 転記済の伝票は、月別又は年間の通し番号を付し、日締表の下に番号順に積み重ね、これに伝票綴を付して月ごと又はその他適当な期間ごとに日を追って綴り合わせて保管する。

(帳簿)

第14条 各会計単位は、次の帳簿を備え、全ての取引を記入しなければならない。

- 1 総勘定元帳
- 2 補助簿

② 帳簿は、常にその取り扱いを郑重し、汚損損傷することのないようにしなければならない。

(帳簿の記入)

第15条 帳簿の記入は全て伝票に基づいて行う。ただし、総勘定元帳は日締表より記入する。

② 帳簿の記入は、各頁順に行を追いつき、常にその残高を明確にしておかなければならない。

(帳簿の照合)

第16条 総勘定元帳の口座の金額は、毎月末日、関係補助簿と照合し、記入が正確であることを確認しなければならない。

(伝票の誤記訂正)

第17条 伝票の誤記があった場合は、原則としてデータの修正から行うこととし、安易に筆記による訂正を行ってはならない。

第4章 金銭会計

第1節 金銭出納

(金銭の範囲)

第18条 この規則で金銭とは、現金及び預金をいう。

- ② 前項の現金には、通貨のほかに、小切手、郵便為替証書、振替預金払出証書及び期限の到来した利札を含む。
- ③ 手形は金銭に準じて取り扱う。

(金銭の出納及び責任者)

第19条 金銭の出納は出納担当者が行い、その責任者（以下「出納責任者」という。）は経理責任者が任命する。

- ② 金銭の出納は、出納責任者の検印ある伝票によるほかは、これを行うことができない。

(金銭の収納)

第20条 金銭の収納は、入金に関する証拠書類を付した伝票によって行う。

- ② 金銭の収納は、原則として取引金融機関の口座振替によることとする。ただし、業務上やむを得ない場合は、口座振込又は現金をもって収納を行うことができる。
- ③ 領収書は複写とし、証拠書類を添付した伝票に経理課長及び出納責任者の検印を受けた後発行する。

(金銭の支払)

第21条 金銭の支払は、決裁を経た出金に関する証拠書類に基づいて伝票を発行し、経理責任者の検印を受けた後行う。ただし、金融機関に口座引落しを依頼して自動振替払を行っている場合はこの限りではない。

- ② 金銭の支払に対しては、相手方より適正な領収書を受け取らなければならない。ただし、やむを得ない事情により領収書を徴することができない場合は、別に定める様式の支払証明書をもってこれに代えることができる。
- ③ 前項の支払証明書は行為者が作成し、担当部長が認証するものとする。

④ 第1項ただし書きの規定により支払をした場合は、第2項の規定による領収書を受け取らないことができる。

(証拠書類の整理保管)

第22条 証拠書類は、科目別、日付順に編てつし、経理課において保管する。

(保険金の支払)

第23条 保険金の支払は、被保険者及び会員の指定する金融機関に口座振込をもって送金する。

(手元保管現金の限度)

第24条 手持保管の現金(通貨以外のものを除く。)は、20万円を限度とし、これを超える場合は全て第27条に規定する金融機関へ預け入れなければならない。ただし、金融機関が休日の場合で、前記金額を超えて支出を必要とするとき、又は現金収入があったときは、手持保管の現金はこれを超えても差支えないものとする。

(現金有高照合)

第25条 出納担当者は毎日取引締切後、現金手元有高表を作成して出納責任者に提出し、手持保管現金との照合を受けなければならない。

(現金の過不足)

第26条 現金に過不足が生じたときは、出納担当者は、遅滞なくその旨を出納責任者に報告しなければならない。この場合において、出納責任者は速やかに過不足の原因を明らかにし、その措置につき参事の指示を受けるものとする。

② 過不足金は、その処置が決定するまで、不足金は出納担当者に対する仮払金、過剰金は仮受金とし、処置決定のうえ整理する。

(余裕金の預入)

第27条 余裕金の預入先は、定款又は総会で定めた金融機関に限って行い、その約定は会長名義とする。

(預金の照合)

第28条 出納担当者は、預金について、毎月末に金融機関の発行する預金現在高証明書又は預金通帳残高と預金元帳残高とを照合しなければならない。ただし、期末及び監査にあつては、金融機関の発行する預金現在高証明書と照合しなければならない。

(預金の過不足)

第29条 預金に過不足が生じたときの処理については、第26条に準ずる。

第2節 有価証券

(有価証券の範囲)

第30条 この規則で有価証券とは、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、一般担保付きの社債、公社債投資信託の受益証券及び貸付信託の受益証券をいう。

(有価証券の取得処分)

第31条 有価証券の取得処分は、定款第58条第2項の規定により定められる最高限度額の範囲内において会長決裁を経て行う。

(有価証券の保管)

第32条 出納担当者は、有価証券を、その取引の金融機関等に保護預けをし、又は日本銀行その他の登録機関に登録しなければならない。

(有価証券の価額)

第33条 有価証券の帳簿価額は、取得額（ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法（当該差額について、取得日から償還日までの期間に応じて定額法に基づき各期間に配分し、当該配分額を帳簿価額に加減するもの）に基づき算定された価額。以下同じ。）とする。

② 前項の有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに移動平均法を適用して算定した金額とする。

第5章 物品会計

第1節 棚卸資産

(棚卸資産の範囲)

第34条 この規則で棚卸資産とは貯蔵品をいう。

(棚卸資産の受払、保管の責任者)

第35条 棚卸資産の受払及び保管は、当該棚卸資産を取扱う者（以下「保管担当者」という。）が行い、その責任は、保管担当者の所属する長（以下「保管責任者」という。）が負うものとする。

(棚卸資産の購入)

第36条 棚卸資産の購入にあたっては、契約事務取扱規程に基づき、経理責任者の決裁を受けなければならない。

(棚卸資産の取得価額)

第37条 棚卸資産は、原則として購入代価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法のうち、あらかじめ定めた方法を適用して算定した取得原価を取得価額とする。

(棚卸資産の受入)

第38条 棚卸資産の受入は、受入証拠書類により保管責任者が検収しなければならない。ただし、事務所以外の場所で受入した場合は、到着地の着荷報告書によることができる。

(棚卸資産の払出)

第39条 棚卸資産の払出は、保管責任者の指示によって保管担当者が行う。

(棚卸資産の管理)

第40条 保管担当者は、棚卸資産の受払を所定の受払簿に継続記録法によって記録し、常にその在高を明瞭にしておかねばならない。

ただし、貯蔵品については継続記録法によらずに棚卸計算法によることができる。

(廃棄、交換、譲渡又は貸与)

第41条 棚卸資産を廃棄、交換、譲渡又は貸与しようとするときは、会長の決裁を受けなければならない。

(棚卸資産の過不足)

第42条 棚卸資産につき現品の過不足を生じたときは、保管担当者は、遅滞なく、その旨を保管責任者に報告しなければならない。この場合において、速やかに過不足の原因を明らかにし、その措置につき参事の指示を受けるものとする。

第2節 固定資産

(固定資産の範囲)

第43条 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産とする。

② 有形固定資産は、建物、構築物、車両運搬具、機械器具、器具備品及びリース資産（有形）で耐用年数1年以上かつ取得価額が10万円以上のもの、土地、建設仮勘定その他これらに準ずるものとする。

③ 無形固定資産は、電話加入権、差入保証金、車両リサイクル預託金、リース資産（無形）その他これらに準ずるものとする。なお、ソフトウェアを計上する場合には、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められるもので取得価額が10万円以上のものに限るものとする。

④ 投資その他の資産は、投資預金、投資金銭信託、投資有価証券、外部出資、退職給与金施設預託金、退職給与金施設転貸福祉貸付金その他これらに準ずるものとする。

(有形固定資産及び無形固定資産の取得)

第44条 有形固定資産及び無形固定資産の取得に当たっては、取得価額50万円以上のものについては、あらかじめ見積書を徴し、取得価額、その他の条件につき理事会の承認を受けなければならない。ただし、100万円未満の事務機械についてはこの限りでない。

(有形固定資産及び無形固定資産の取得価額)

第45条 有形固定資産及び無形固定資産の取得価額は、次の各号によるものとする。ただし、無形固定資産については、有償取得の場合に限りその対価をもって取得価額とする。

- 1 工事又は製造によるものは、その工事費又は製造費の付随費用を加算した額
- 2 購入によるものは、その購入代価に引取費用等の付随費用を加算した額
- 3 寄付及び譲与によるものは、それぞれの資産を適正に評価した額
- 4 交換によるものは、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額
- 5 その他の場合によるものは、理事会の承認による適正な評価額

(建設仮勘定)

第46条 建物、構築物等の有形固定資産のうち、工事が未完了で、その価額が確定しないもの又は購入により付帯すべき費用の確定しないものについては、建設仮勘定をもって整理し、工事が完了し、これらの価額が確定したときは遅滞なく建物、構築物等の勘定に振り替えるものとする。

(固定資産の管理)

第47条 固定資産の管理責任者は、固定資産元帳のほか概ね次の書類を備えて、適正にこれを管理する。

- 1 図面
- 2 証拠書類（契約書、権利証書、登記簿謄本等）

②固定資産の管理責任者は、経理責任者が任命するものとする。

(保険契約)

第48条 固定資産の保全上必要と認められるものについては、損害保険契約を締結しておかなければならない。

(修繕及び改良)

第49条 固定資産の現状を維持し、現能力を回復するための支出は、修繕維持費として処理する。

② 固定資産の使用可能期間を延長し、又はその価格を増加する場合には、それに対応する支出を当該固定資産の原価に加算するものとする。

(除却、廃棄、売却、譲渡又は賃貸)

第50条 固定資産を除却、廃棄、売却、譲渡又は貸付しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。ただし、理事会の承認を受ける範囲は第44条の規定に準ずる。

② 固定資産の除却、廃棄又は売却したときは、当該資産の取得価額並びにそれに対応する減価償却相当額及び減損損失累計額を帳簿上より減額しなければならない。

(固定資産の事故)

第51条 固定資産に火災、盗難、風水害等による事故のあったときは、管理責任者は速やかに原因を明らかにし、その措置につき経理責任者の指示を受けるものとする。

(資産除去債務の会計処理)

第52条 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務又はそれに準ずる債務が生じる場合には、資産除去債務を計上する。

なお、当該債務の発生時に当該債務の金額を合理的に見積もることができるようになった時点で計上するものとする。

(固定資産の減損処理)

第53条 固定資産に減損が認識された場合には、固定資産の帳簿価額を適切な方法により適正な金額まで減額処理しなければならない。

第3節 リース取引

(リース取引の会計処理)

第54条 リース取引について、ファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、借手となるファイナンス・リース取引のうち、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合には、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

第6章 資 金

第55条 削 除

(資金の調達)

第56条 資金の調達のため借入金の契約をする場合には、会長の決裁を受けなければならない。

(資金の運用)

第57条 資金の運用は、あらかじめ理事会の承認を得た運用計画に基づき、会長の決裁を得て行うものとする。

(余裕金運用管理委員会)

第58条 この会は余裕金の運用（第27条の預入先の決定及び第31条の有価証券に係る取得処分の場合を含む。）について、少なくとも四半期に1回は、余裕金運用管理委員会（以下「委員会」という。）の意見を求めるものとする。

② 前項の委員会は、会長が適当と認めて指名した者若干名によって構成する。

③ この会の経理責任者は、定期的に、余裕金の運用状況について委員会に報告しなければならない。

④ 委員会は、第1項の意見及び前項の報告の内容について、理事会に報告しなければならない。

⑤ 委員会は、必要と認めるときは、余裕金の運用状況について調査し、調査結果の理事会への報告及び意見表明をすることができる。

第7章 決 算

(期末修正手続)

第59条 期末には、修正事項として次の手続を行う。

- 1 流動資産及び固定資産並びに流動負債及び固定負債の区分
- 2 有価証券の評価
- 3 棚卸資産の棚卸・評価
- 4 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却
- 5 有形固定資産及び無形固定資産の評価
- 6 貸倒引当金の計上
- 7 退職給付引当金の計上
- 8 建設引当金の計上
- 9 修繕引当金の計上
- 10 更新引当金の計上
- 11 業務引当金の計上
- 12 システム機能改善推進準備金の計上
- 13 支払備金の計上及び振戻し
- 14 責任準備金の計上及び振戻し
- 15 業務収支の残金又は不足金の繰越
- 16 損益に関する修正

(流動資産及び固定資産並びに流動負債及び固定負債の区分)

第60条 資産及び負債は、期末に農業共済団体会計基準に基づき、資産については流動資産及び固定資産に、負債については流動負債及び固定負債に区分して計上する。

(有価証券の評価)

第61条 有価証券の期末における評価は、次の区分ごとの価額とする。

- 1 満期保有目的の債券 取得価額
 - 2 その他有価証券 時価 (なお、評価差額は、その全額を純財産の部に計上する。)
- ② 前項の有価証券のうち市場価額のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する可能性があると認められる場合を除き、時価をもって価額とし、評価差額は当期の費用として処理する。

(棚卸資産の棚卸・評価)

第62条 棚卸資産に対しては、期末に保管担当者が保管責任者立会いのもとに実地棚卸を行い、棚卸明細表

を作成する。

- ② 棚卸資産中に破損、変質等があるときは、棚卸明細表に明記し参事に報告する。
- ③ 実地棚卸の結果が帳簿棚卸の記録と一致しないときは、参事の承認を受けたのち実地棚卸に基づいて修正する。
- ④ 棚卸資産の期末における評価は、取得価額とする。ただし、正味売却価額が取得価額よりも下落した場合には、正味売却価額を取得価額とし、評価差額は当期の費用として処理する。

(有形固定資産及び無形固定資産の減価償却)

第63条 有形固定資産（土地を除く。）及び無形固定資産は、毎事業年度、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準に準拠して、定額法により減価償却する。

- ② 減損処理を行った有形固定資産及び無形固定資産については、減損後の帳簿価額に基づき減価償却する。

(有形固定資産及び無形固定資産の評価)

第64条 業務勘定の有形固定資産及び無形固定資産の期末における評価は、その取得価額から減価償却相当額及び減損損失累計額を控除した価額とし、当該価額から当該固定資産を取得するための借入金残高を控除した金額を固定資産見合純財産に計上する。なお、減価償却相当額及び減損損失累計額は、直接法により整理する。

(貸倒引当金の計上)

第65条 貸倒引当金は、未収債権のうちで債権発生年度の翌年度から3事業年度を経過したものがある場合はその金額を、並びにつなぎ貸付の精算不足金で、その償還期限が到来した年度の翌年度から3事業年度を経過したもの及び破産手続開始通知書の確認等により、回収不能のおそれがあるものがある場合はその金額を計上する。

第66条 削 除

(退職給付引当金の計上)

第67条 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した金額から年金資産の額を控除した額を基準として、所要の金額を計上する。なお、退職給付債務のうち、退職一時金に係る債務については、職員退職給与規則に基づく期末要支給額とする。

(建設引当金の計上)

第68条 建設引当金は、事務所、倉庫等の建設計画に基づき、所要の金額を計上する。

(修繕引当金の計上)

第69条 修繕引当金は、事務所、倉庫等の修繕計画に基づき、所要の金額を計上する。

(更新引当金の計上)

第70条 更新引当金は、車両運搬具等の更新計画に基づき、所要の金額を計上する。

(業務引当金の計上)

第71条 業務引当金は、将来の安定的な業務運営に資するため、所要の金額を計上する。

(システム機能改善推進準備金の計上)

第72条 システム機能改善推進準備金は、システム機能改善に係る計画に基づき、所要の金額を計上する。

(支払備金の計上及び振戻し)

第73条 支払備金は、定款の定めるところにより所要の金額を計上し、前事業年度において計上した金額を振り戻す。

(責任準備金の計上及び振戻し)

第74条 責任準備金は、定款の定めるところにより所要の金額を計上し、前事業年度において計上した金額を振り戻す。

(業務収支の残金又は不足金の繰越し)

第75条 期末において、業務勘定の収支に残金が生じたときは、翌年度の事務費に充てるため、業務繰延残金として繰り越す。

② 期末において、業務勘定の収支に不足金が生じたときは、翌年度の収入をもって補填するため、業務繰延不足金として繰り越す。

(損益に関する期末修正)

第76条 損益に関する期末修正を行い、前払費用及び未収収益に属するものについては流動資産に計上する。

② 前払費用及び未収収益でその額の僅少なものは、資産に計上しないことができる。

③ 損益に関する期末修正を行い、未払費用及び前受収益に属するものについては流動負債に計上する。

④ 未払費用及び前受収益でその額の僅少なものは、流動負債に計上しないことができる。

第8章 剰余金及び不足金の処理

(剰余金及び不足金の範囲)

第77条 この規則で剰余金又は不足金とは、第6条の会計単位(第3号を除く)ごとに生じた決算上の剰余金又は不足金をいう。

(剰余金の処分)

第78条 この会は、決算上剰余金が生じたときは、第6条の会計単位(第3号を除く)ごとに、定款の定めるところにより所要の金額を不足金填補準備金(以下「法定積立金」という。)、及び特別積立金として積み立てる。

(不足金の処理)

第79条 この会は、決算上不足金が生じたときは、第6条の会計単位(第3号を除く)ごとに、法定積立金

を取り崩して補填し、なお不足金のある場合は特別積立金を取り崩して補填する。

- ② 前項の規定により、不足金を補填してもなお不足金がある場合は、その不足金は繰越事業不足金として翌年度に繰り越す。

第9章 財務諸表

(財務諸表の範囲)

第80条 この規則で財務諸表とは、合計残高試算表、貸借対照表、損益計算書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分案、不足金処理案及び附属明細表をいう。

(財務諸表の性格)

第81条 この規定によって作成される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 1 この会の財務状態及び事業成績に関する真実な内容を表示すること。
- 2 この会の会員、債権者その他利害関係人に対し、その財務及び事業の状況に関する判断を誤らせないため必要な会計事実を明確に表示すること。
- 3 会計処理の原則及び手続については、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用すること。

(財務諸表の作成期限)

第82条 この規定に基づく財務諸表（月次合計残高試算表を除く。）は、決算締切後60日以内に作成しなければならない。

第1節 残高試算表

(合計残高試算表)

第83条 経理課長は、別に定める様式の月次合計残高試算表を作成し翌月15日までに会長に提出する。

第2節 貸借対照表

(作成の目的)

第84条 貸借対照表は、作成日現在におけるこの会の財務状態を明らかにするため作成する。

(作成基準)

第85条 貸借対照表は、次の基準により作成しなければならない。

- 1 原則として所有する全ての資産及び負担する全ての負債の金額を正しく記載し、かつ、純財産の金額

と構成とを表示する。

- 2 資産、負債及び純財産は、総額により記載することを原則とし、資産と負債又は純財産とを相殺することにより、これを貸借対照表から除去してはならない。
- 3 次期以降の期間に影響する前払費用は、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。
- 4 貸借対照表の資産の金額は、負債と純財産の合計額に一致しなければならない。

(作成方法)

第86条 貸借対照表は、総勘定元帳の各勘定科目の残高より作成する。

(区分、配列及び形式)

第87条 貸借対照表の区分、配列及び形式は、別表第2による。

(仮払金その他の未決算勘定)

第88条 帳簿に仮払金その他の未決算勘定のある場合は、期末決算日までに整理し、止むを得ない場合に限り貸借対照表にこの科目をもって記載することができる。

第3節 損益計算書

(作成の目的)

第89条 損益計算書は、この会の1事業年度における事業成績を明らかにするため作成する。

(作成基準)

第90条 損益計算書は次の基準により作成しなければならない。

- 1 1事業年度に発生した全ての収益とこれに照応する全ての費用を記載し、当期剰余金又は当期不足金を表示する。
- 2 全ての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。
- 3 未実現利益は、原則として当期の損益計算に計上してはならない。
- 4 損益は、総額により記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することにより損益計算から除去してはならない。
- 5 費用及び収益は、その発生源にしたがって分類し、原則として各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。

(作成方法)

第91条 損益計算書は、主として決算締切に当たって設けられた総勘定元帳をもとにして作成する。

(区分、配列及び形式)

第92条 損益計算書の区分、配列及び形式は別表第3による。

第4節 財産目録

(財産目録)

第93条 財産目録は別表第4による。

第4節の2 キャッシュ・フロー計算書

(作成の目的)

第94条 キャッシュ・フロー計算書は、この会の1事業年度におけるキャッシュ・フローの状況を明らかにするため作成する。

(区分、配列及び形式)

第95条 キャッシュ・フロー計算書の区分、配列及び形式は、別表第5による。

第5節 剰余金処分案及び不足金処理案

(剰余金処分案)

第96条 剰余金処分に関する計算は次の科目をもって掲記する。

- 1 繰越不足金
- 2 当期剰余金
- 3 未処分剰余金

② 前項第3号の未処分剰余金に関する計算は、次の科目をもって掲記する。

- 1 法定積立金
- 2 特別積立金

③ 剰余金処分案の様式は別表第6による。

(不足金処理案)

第97条 不足金処理に関する計算は、次の科目をもって掲記する。

- 1 繰越不足金
- 2 当期剰余金又は当期不足金
- 3 未処理不足金

② 前項第3号の未処理不足金に関する計算は、次の科目をもって掲記する。

- 1 法定積立金取崩額
- 2 特別積立金取崩額
- 3 繰越不足金

③ 不足金処理案の様式は別表第7による。

第6節 附属明細表

(作成の目的及び種類)

第98条 附属明細表は、貸借対照表については各科目の明細の期中増減を、損益計算書については各科目の内容を明らかにするために作成するものとし、その様式は別表第8による。

第10章 予 算

(予算の執行)

第99条 参事は、事業計画を達成するため、予算策定時の算定基礎に基づいて、その執行を図るものとする。

- ② 前項にかかわる重要な変更をしようとするときは、会長の決裁を受けなければならない。
- ③ 経費の支出に当たって担当課長は、予算執行の状況を常に把握し、所属長の決裁を受けるものとする。

(予算の統制)

第100条 管理部長は、毎月予算執行状況を参事に報告するものとする。

- ② 参事は、前項の報告に基づき、予算と実績に差異が見込まれるときは、その旨を会長に報告するとともに各部課長に必要な指示をするものとする。

第11章 雑 則

(備品の管理)

第101条 経理課長は、備品についての台帳を作成し、これを適正に管理しなければならない。

(物品の購入及び役務の調達)

第102条 一件あたり取引価格が100万円を超える物品の購入及び役務の調達については、入札の方法により契約する。

- ② 業務の必要性等から、会長が特に必要と認めた場合は、前項の規定に関わらず随意契約によることができる。ただし、この場合、あらかじめ見積書を徴し、見積価格その他の条件につき会長の決裁を受けなければならない。

(債権債務確認書の取りまとめ)

第103条 この会は、毎年3月末日現在における債権債務額について、別に定める様式の確認書により確認するものとする。

(未収金等債権の管理)

第104条 未収金等の債権については、別に定める未収金等債権管理要領に基づき管理する。

(その他経理事務取扱い)

第105条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(改正手続)

第106条 この規則の改正は、理事の過半数によって定める。

第107条 削 除

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月2日から実施する。

附 則 (平成30年6月8日改正)

- 1 「拠出金払戻準備金の計上」に係る規定を削除、別表第2～別表5の別表番号等を修正。

附 則

- 1 この規則は、令和2年3月6日から施行し、令和元年12月25日に遡って適用する。(令和元年12月25日付経営局長通知「農業共済団体の経理処理要領の一部改正について(元経営第2052号)」により、別表第1～3を修正。)

附 則

- 1 この規則は、令和2年10月6日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年3月29日から施行する。

附 則 (「資金計画書」に係る規定の削除等。)

- 1 この規則は、令和3年11月10日から施行する。

附 則 (勘定科目の追加「加入者事務費還付支払金」)

- 1 この規則の改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (「貸倒引当金の計上」に係る規定の改正)

- 1 この規則の改正は、令和6年3月5日から施行する。

別表第 1

1 農業経営収入保険勘定

勘 定 科 目 表

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
(流動資産)	(流動負債)	◎収入保険再保険料	◎収入保険保険料
◎収入保険加入者負担分特約補填資金預金	◎未払収入保険再保険料	◎収入保険保険金	◎収入保険保険料国庫負担金収入
当座預金	◎未払収入保険保険金	◎収入保険還付支払金	◎収入保険再保険金
普通預金	◎収入保険特約補填資金	◎収入保険責任準備金繰入	◎収入保険還付入金
通知預金	加入者負担分特約補填資金	◎収入保険支払備金繰入	◎収入保険責任準備金戻入
定期預金	国庫負担分特約補填資金	◎収入保険特約補填金繰入	◎収入保険支払備金戻入
◎収入保険国庫負担分特約補填資金預金	◎収入保険責任準備金	◎収入保険貸倒引当金繰入	◎収入保険貸倒引当金戻入
当座預金	◎収入保険支払備金	◎収入保険支払利息	収入保険積立金戻入
普通預金	◎収入保険雑未払金	◎業務勘定繰入	◎収入保険法定積立金戻入
通知預金	◎収入保険雑負債	◎収入保険有価証券処分損	◎収入保険特別積立金戻入
定期預金	収入保険仮受金	◎収入保険貸倒損失	◎収入保険受取利息
◎収入保険保険分等預金	◎収入保険借入金	◎収入保険雑損失	加入者負担分特約補填資金受取利息
当座預金	◎業務勘定		国庫負担分特約補填資金受取利息
普通預金	◎収入保険貸倒引当金		その他分受取利息
通知預金	(固定負債)		◎収入保険受取補助金
定期預金	◎収入保険長期借入金		◎業務勘定受入
外貨預金	(純財産)		◎収入保険有価証券処分損
〇〇預金	処分済収入保険剰余金		◎収入保険雑利益
◎収入保険保険分等金銭信託	◎収入保険法定積立金		
◎収入保険保険分等有価証券	◎収入保険特別積立金		
国債	◎未処分収入保険剰余金		
地方債	(◎(-)未処理収入保険不足金)		
特殊債	◎収入保険有価証券評価差額金		
社債			
公社債投資信託受益証券			
貸付信託受益証券			
◎未収収入保険保険料			
◎未収収入保険保険料国庫負担金収入			
◎未収収入保険再保険金			
◎収入保険雑未収金			
◎つなぎ貸付			
◎収入保険雑資産			
収入保険仮払金			
収入保険有価証券前払利息			
収入保険前払費用			
◎業務勘定			
(固定資産)			
投資その他の資産			
◎収入保険保険分等投資預金			
定期預金			
外貨預金			
〇〇預金			
◎収入保険保険分等投資金			
銭信託			
◎収入保険保険分等投資有価証券			

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
国債 地方債 特殊債 社債 公社債投資信託受益証 券 貸付信託受益証券			

(注) ◎は総勘定元帳科目である。

2 業務勘定

勘 定 科 目 表

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
(流動資産)	(流動負債)	◎前期繰越業務不足金	◎前期繰越業務残金
◎現金	◎業務借入金	◎人件費	◎前期防災事業繰越残金
◎小払資金	◎業務リース債務（短期）	役員報酬	◎収入保険繰越事務費受入
◎預金	◎業務資産除去債務（短期）	職員給料手当	◎受取補助金
当座預金	◎業務雑未払金	法定福利費	収入保険分受取補助金
普通預金	業務雑負債	厚生福利費	農業共済分受取補助金
通知預金	◎業務仮受金	退職給付引当金繰入	その他受取補助金
定期預金	◎業務預り金	退職給与金	◎加入者事務費負担金収入
外貨預金	◎未払共同購入品代金	(-) 退職給付引当金戻入	◎賦課金
〇〇預金	◎業務前受収益	賃 金	事務費賦課金
◎金銭信託	◎業務前受収益	◎旅費交通費	特別賦課金
◎農林漁業信用基金寄託金	◎防災事業繰延残金	役員旅費交通費	防災賦課金
◎有価証券	◎業務繰延残金	職員旅費交通費	◎会費収入
国 債	事業勘定	◎事務費	◎受託収入
地方債	◎農業経営収入保険勘定	通信運搬費	◎損害防止収入
特殊債	◎任意共済勘定	図書印刷費	◎受取寄付金
社 債	◎業務貸倒引当金	消耗品費	◎受取利息
公社債投資信託受益証券	(固定負債)	手数料	◎事業勘定受入
貸付信託受益証券	◎業務長期借入金	◎業務費	農業経営収入保険勘定受入
◎未収加入者事務費負担金収入	◎業務リース債務（長期）	会議費	任意共済勘定受入
◎未収賦課金	◎業務資産除去債務（長期）	交際費	◎業務貸倒引当金戻入
未収事務費賦課金	◎減価償却相当額	講習会費	◎業務雑収入
未収特別賦課金	有形固定資産減価償却相当額	業務支払利息	◎建設引当金戻入
未収防災賦課金	無形固定資産減価償却相当額	委託費	◎修繕引当金戻入
◎業務雑未収金	◎減損損失累計額	報 酬	◎更新引当金戻入
業務雑資産	有形固定資産減損損失累計額	委員等旅費	◎システム機能改善推進準備金戻入
◎業務仮払金	無形固定資産減損損失累計額	諸謝金	◎退職給与金施設預託金付加金収入
◎有価証券前払利息	◎退職給付引当金	◎普及推進費	◎退職給与金施設転貸福祉貸付受取利息
◎業務立替金	◎建設引当金	広報費	◎有価証券処分益
◎未収共同購入品代金	◎修繕引当金	事業奨励費	◎業務財産処分益
◎業務前払費用	◎更新引当金	◎施設費	◎業務雑利益
◎業務繰延不足金	◎システム機能改善推進準備金	光熱水費	◎業務繰延不足金繰入
事業勘定	◎退職給与金施設転貸福祉貸付借入金	備用品費	
◎農業経営収入保険勘定	(純財産)	燃料費	
◎任意共済勘定	◎有価証券評価差額金	賃借料	
◎たな卸資産	◎固定資産見合純財産	修繕維持費	
共同購入品	外部出資見合純財産	保険料	
貯蔵品	有形固定資産見合純財産	車両リサイクル費	
(固定資産)	無形固定資産見合純財産	◎損害評価費	
◎有形固定資産		報 酬	
土 地		旅 費	
建 物		会議費	
構築物		賃 金	
車両運搬具		賃借料	
機械器具		燃料費	
器具備品		実測費	
建設仮勘定		実測器具購入費	
リース資産（有形）		画像購入費	
◎無形固定資産		地理空間情報取得費	
電話加入権		委託費	
差入保証金		雑 費	
車両リサイクル預託金		◎損害防止事業負担金	
		◎諸税負担金	
		公課費	
		協会負担金	

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
リース資産（無形） ○○権 投資その他の資産 ◎投資預金 定期預金 外貨預金 ○○預金 ◎投資金銭信託 ◎投資有価証券 国 債 地方債 特殊債 社 債 公社債投資信託受益証 券 貸付信託受益証券 ◎外部出資 ◎退職給与金施設預託金 ◎退職給与金施設転貸福祉 貸付金		団体支払賦課金 関係団体負担金 ◎事業勘定繰入 農業経営収入保険勘定 繰入 任意共済勘定繰入 ◎業務貸倒引当金繰入 ◎加入者事務費還付支払金 ◎業務雑費 ◎建設引当金繰入 ◎修繕引当金繰入 ◎更新引当金繰入 ◎システム機能改善推進 準備金繰入 ◎固定資産自己財源取得費 外部出資 有形固定資産取得費 無形固定資産取得費 ◎リース資産除去損 ◎リース債務解約損 ◎防災事業繰延残金繰入 ◎退職給与金施設転貸福祉 貸付支払利息 ◎有価証券処分損 ◎有価証券評価損 ◎業務財産処分損 ◎業務貸倒損失 ◎業務雑損失 ◎収入保険繰越事務費 ◎業務繰延残金繰入	

- (注) 1 ◎は総勘定元帳科目である。
 2 ○○預金は預金の種類（譲渡性預金、市場金利連動型預金等）を示すものである。
 3 ○○権は、無形固定資産の種類（電気通信施設利用権、水道施設利用権等）を示すものである。

3 任意共済勘定

勘定科目表

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
(流動資産)	(流動負債)	◎任意再保険料	◎任意再保険金
◎任意預金	◎未払任意再保険料	◎任意保険金	◎任意保険料
当座預金	◎未払任意保険金	建物保険金	建物保険料
普通預金	未払建物保険金	保管中農産物保険金	保管中農産物保険料
通知預金	未払保管中農産物保険金	◎任意共済金	◎任意共済掛金
定期預金	◎未払任意共済金	建物共済金	建物共済掛金
外貨預金	未払建物共済金	農機具共済金	農機具共済掛金
〇〇預金	未払農機具共済金	保管中農産物共済金	保管中農産物共済掛金
◎任意金銭信託	未払保管中農産物共済金	◎任意還付支払金	◎任意還付収入金
◎任意有価証券	◎未払再保険手数料	◎任意責任準備金繰入	◎任意責任準備金戻入
国債	◎未払差益戻金	建物責任準備金繰入	建物責任準備金戻入
地方債	◎任意責任準備金	農機具責任準備金繰入	農機具責任準備金戻入
特殊債	建物責任準備金	保管中農産物責任準備金繰入	保管中農産物責任準備金戻入
社債	農機具責任準備金	◎任意支払備金繰入	◎任意支払備金戻入
公社債投資信託受益証券	保管中農産物責任準備金	建物支払備金繰入	建物支払備金戻入
貸付信託受益証券	◎任意支払備金	農機具支払備金繰入	農機具支払備金戻入
◎未収任意再保険金	建物支払備金	保管中農産物支払備金繰入	保管中農産物支払備金戻入
◎未収任意共済保険料	農機具支払備金	◎再保険料手数料	◎再保険手数料収入
未収建物保険料	保管中農産物支払備金	◎差益戻金	◎受取差益戻金
未収保管中農産物保険料	◎任意雑未払金	◎任意貸倒引当金繰入	◎任意貸倒引当金戻入
◎未収任意共済掛金	◎任意前受保険料	◎再保険準備金繰入	◎再保険準備金戻入
未収建物共済掛金	◎任意前受共済掛金	◎任意支払利息	任意積立金戻入
未収農機具共済掛金	建物前受共済掛金	◎業務勘定繰入	◎任意特別積立金戻入
未収保管中農産物共済掛金	農機具前受共済掛金	◎任意有価証券処分損	◎任意受取利息
◎未収再保険手数料収入	保管中農産物前受共済掛金	◎任意有価証券評価損	◎任意受取補助金
◎未収受取差益戻金	◎任意雑負債	◎任意貸倒損失	◎業務勘定受入
◎任意雑未収金	任意仮受金	◎任意雑損失	◎任意有価証券処分益
◎任意雑資産	◎任意借入金		◎任意雑利益
任意仮払金	◎業務勘定		
任意有価証券前払利息	◎任意貸倒引当金		
任意前払費用			
◎業務勘定	(固定負債)		
◎農機具更新共済勘定	◎任意長期借入金		
(固定資産)	◎任意預り金		
任意投資その他の資産	◎再保険準備金		
◎任意投資預金	(純財産)		
定期預金	処分済任意剰余金		
外貨預金	◎任意法定積立金		
〇〇預金	◎任意特別積立金		
◎任意投資金銭信託	◎未処分任意剰余金		
◎任意投資有価証券	(◎(-)未処理任意不足金)		
国債	◎任意有価証券評価差額金		
地方債			
特殊債			
社債			
公社債投資信託受益証券			
貸付信託受益証券			

(注) 1 ◎は総勘定元帳科目である。

2 〇〇預金は預金の種類（譲渡性預金、市場金利連動型預金等）を示すものである。

別表第2 貸借対照表

貸借対照表

全国農業共済組合連合会

(令和 年 月 日現在)

項目	農業経営 収入保険勘定	任意共済 勘定	業務勘定	内部取引 消去	合計
(1 流動資産)					
(1) 現金預金	×××	×××	×××		×××
(2) 金銭信託	×××	×××	×××		×××
(3) 農林漁業信用基金寄託金			×××		×××
(4) 有価証券	×××	×××	×××		×××
(5) 未収債権	×××	×××	×××		×××
貸倒引当金(差引)	(-) ×××	(-) ×××	(-) ×××		(-) ×××
(6) つなぎ貸付	×××				×××
貸倒引当金(差引)	(-) ×××				(-) ×××
(7) 雑資産	×××	×××	×××		×××
(8) たな卸資産			×××		×××
(9) 他勘定へ貸	×××	×××	×××	△ ×××	
流動資産計	×××	×××	×××	△ ×××	×××
(2 固定資産)					
(1) 有形固定資産			×××		
減価償却累計額(差引)					
減損損失累計額(差引)					
(2) 無形固定資産			×××		
(3) 投資その他の資産	×××	×××	×××		
① 投資預金	×××	×××	×××		
② 投資金銭信託	×××	×××	×××		
③ 投資有価証券	×××	×××	×××		
④ 外部出資			×××		
⑤ 退職給与金施設預託金			×××		
⑥ 退職給与金施設転貸福祉貸付金			×××		
固定資産計	×××	×××	×××		
資産合計	×××	×××	×××	△ ×××	×××
(3 流動負債)					
(1) 未払債務	×××	×××	×××		×××
(2) 収入保険特約補填資金	×××				×××
(3) 責任準備金	×××	×××			×××
(4) 支払備金	×××	×××			×××
(5) 任意前受保険料等		×××			×××
(6) 雑負債	×××	×××	×××		×××
(7) 借入金	×××	×××	×××		×××
(8) リース債務(短期)			×××		×××
(9) 資産除去債務(短期)			×××		×××
(10) 他勘定から借	×××	×××	×××	△ ×××	
流動負債計	×××	×××	×××	△ ×××	×××
(4 固定負債)					
(1) 長期借入金	×××	×××	×××		×××
(2) 任意預り金		×××			×××
(3) 再保険準備金		×××			×××
(4) リース債務(長期)			×××		×××
(5) 資産除去債務(長期)			×××		×××
(6) 退職給付引当金			×××		×××
(7) 建設引当金			×××		×××
(8) 修繕引当金			×××		×××
(9) 更新引当金			×××		×××
(10) システム機能改善推進準備金			×××		×××
(11) 退職給与金施設転貸福祉貸付借入金			×××		×××
固定負債計	×××	×××	×××		×××
負債合計	×××	×××	×××	△ ×××	×××
(5 純財産)					
(1) 処分済剰余金	×××	×××			×××
法定積立金	×××	×××			×××
特別積立金	×××	×××			×××
繰越剰余金					×××
(2) 未処分剰余金(未処分不足金)	×××	×××			×××
繰越不足金	△ ×××	△ ×××			△ ×××
当期剰余金	×××	×××			×××
当期不足金	△ ×××	△ ×××			△ ×××
(3) 有価証券評価差額金	(△) ×××	(△) ×××	(△) ×××		(△) ×××
(4) 固定資産見合純財産			×××		×××
純財産合計	×××	×××	×××		×××

項 目	農業経営 収入保険勘定	任意共済 勘 定	業務勘定	内部取引 消 去	合 計
負債及び純財産合計	×××	×××	×××	×××	×××

別表第3 損益計算書

損益計算書

〔 自 令和 年 月 日現在 〕
〔 至 令和 年 月 日現在 〕

全国農業共済組合連合会

項目	農業経営 収入保険勘定	任意共済 勘定	業務勘定	内部取引 消去	合計
(1 事業収益)					
(1) 保険料又は共済金	×××	×××			×××
(2) 交付金(保険料国庫負担金収入)	×××				×××
(3) 再保険金又は保険金	×××	×××			×××
(4) 再保険手数料収入		×××			×××
(5) 受取差益戻金		×××			×××
(6) 還付収入金	×××	×××			×××
(7) 責任準備金戻入	×××	×××			×××
(8) 支払備金戻入	×××	×××			×××
(9) 事業貸倒引当金戻入	×××	×××			×××
(10) 再保険準備金戻入		×××			×××
(11) 法定積立金戻入	×××				×××
(12) 特別積立金戻入	×××	×××			×××
(13) 事業受取補助金	×××	×××			×××
(14) 受取利息	×××	×××			×××
(15) 業務勘定受入	×××	×××		△ ×××	
(16) 有価証券処分益		×××			×××
(17) 事業財産処分益					×××
(18) 事業雑利益	×××	×××			×××
事業収益計	×××	×××		△ ×××	×××
(2 業務収入)					
(1) 前期繰越業務残金			×××		×××
(2) 前期防災事業繰越残金			×××		×××
(3) 収入保険繰越事務費受入			×××		×××
(4) 受取補助金			×××		×××
(5) 加入者事務費負担金収入			×××		×××
(6) 賦課金			×××		×××
(7) 会費収入			×××		×××
(8) 受託収入			×××		×××
(9) 損害防止収入			×××		×××
(10) 受取寄付金			×××		×××
(11) 受取利息			×××		×××
(12) 事業勘定受入			×××	△ ×××	
(13) 業務貸倒引当金戻入			×××		×××
(14) 業務雑収入			×××		×××
(15) 建設引当金戻入			×××		×××
(16) 修繕引当金戻入			×××		×××
(17) 更新引当金戻入			×××		×××
(18) システム機能改善推進準備金戻入			×××		×××
(19) 退職給与金施設預託金付加金収入			×××		×××
(20) 退職給与金施設転貸福祉貸付受取利息			×××		×××
(21) 有価証券処分益			×××		×××
(22) 業務財産処分益			×××		×××
(23) 業務雑利益			×××		×××
(24) 業務繰延不足金繰入			×××		×××
業務収入計			×××	△ ×××	×××
利益合計	×××	×××	×××	△ ×××	×××
(3 事業費用)					
(1) 再保険料又は保険料	×××	×××			×××
(2) 保険金又は共済金	×××	×××			×××
(3) 還付支払金	×××	×××			×××
(4) 再保険手数料		×××			×××
(5) 差益戻金		×××			×××
(6) 責任準備金繰入	×××	×××			×××
(7) 支払備金繰入	×××	×××			×××
(8) 収入保険特約補填資金繰入	×××				×××
(9) 事業貸倒引当金繰入	×××	×××			×××
(10) 再保険準備金繰入		×××			×××
(11) 支払利息	×××	×××			×××

項 目	農業経営 収入保険勘定	任意共済 勘 定	業務勘定	内部取引 消 去	合 計
(12) 業務勘定繰入	×××	×××		△ ×××	
(13) 有価証券処分損	×××	×××			×××
(14) 有価証券評価損	×××	×××			×××
(15) 事業貸倒損失	×××	×××			×××
(16) 事業雑損失	×××	×××			×××
事業費用計	×××	×××		△ ×××	×××
(4 業務支出)					
(1) 前期繰越業務不足金			×××		×××
(2) 人件費			×××		×××
(3) 旅費交通費			×××		×××
(4) 事務費			×××		×××
(5) 業務費			×××		×××
(6) 普及推進費			×××		×××
(7) 施設費			×××		×××
(8) 普及推進費			×××		×××
(9) 施設費			×××		×××
(10) 損害評価費			×××		×××
(11) 諸税負担金			×××		×××
(12) 事業勘定繰入			×××	△ ×××	
(13) 業務貸倒引当金繰入			×××		×××
(14) 加入者事務費還付支払金			×××		×××
(15) 業務雑費			×××		×××
(16) 建設引当金繰入			×××		×××
(17) 修繕引当金繰入			×××		×××
(18) 更新引当金繰入			×××		×××
(19) システム機能改善推進準備金繰入			×××		×××
(20) 固定資産自己財源取得費			×××		×××
(21) リース資産除去損			×××		×××
(22) リース債務解約損			×××		×××
(23) 防災事業繰延残金繰入			×××		×××
(24) 退職給与金施設転貸福祉貸付支払利息			×××		×××
(25) 有価証券処分損			×××		×××
(26) 有価証券評価損			×××		×××
(27) 業務財産処分損			×××		×××
(28) 業務貸倒損失			×××		×××
(29) 業務雑損失			×××		×××
(30) 収入保険繰越事務費			×××		×××
(31) 業務繰延残金繰入			×××	△ ×××	×××
業務支出計			×××		×××
損失合計	×××	×××	×××	△ ×××	×××
当期剰余金	×××	×××			×××

別表第4 財産目録

財 産 目 録
(令和 年 月 日現在)

全国農業共済組合連合会

項 目	農業経営収入 保険勘定	任意共済勘定	業務勘定	内部取引消去	合 計
資産の部					
流動資産	×××	×××	×××	△×××	×××
固定資産	×××	×××	×××		×××
資産合計	×××	×××	×××	△×××	×××
負債の部					
流動負債	×××	×××	×××	△×××	×××
固定負債	×××	×××	×××		×××
負債合計	×××	×××	×××	△×××	×××
差 引 純財産	×××	×××	×××		×××

(注) 資産、負債の内容は貸借対照表のとおりである。

別表第5 キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

全国農業共済組合連合会

(単位：円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険料、共済掛金及び交付金（保険料国庫負担金）収入	×××
収入保険特約補填金の受入による収入	×××
つなぎ貸付の回収による収入	×××
再保険金、保険金及び再保険手数料等収入	×××
受取補助金、加入者事務費負担金収入及び賦課金収入	×××
その他の業務活動による収入	×××
再保険料、保険料及び再保険手数料等支出	×××
保険金及び共済金支出	×××
収入保険特約補填資金の払い出しによる支出	×××
つなぎ貸付による支出	×××
人件費支出	×××
その他の業務活動による支出	×××
小 計	×××
利息の受取額	×××
利息の支払額	×××
業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	×××
定期預金の預入による支出	×××
金銭信託の終了による収入	×××
金銭信託の開始による支出	×××
有価証券の償還による収入	×××
有価証券の売却による収入	×××
有価証券の取得による支出	×××
有形固定資産の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	×××
無形固定資産の売却による収入	×××
無形固定資産の取得による支出	×××
その他の投資活動による収入	×××
その他の投資活動による支出	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入による収入	×××
短期借入金の返済による支出	×××
長期借入による収入	×××
長期借入金の返済による支出	×××
リース債務の返済による収入	×××
その他の財務活動による収入	×××
その他の財務活動による支出	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 資金に係る換算差額	×××
V 資金増加額（又は減少額）	×××
VI 資金期首残高	×××
VII 資金期末残高	×××

別表第6 剰余金処分案

剰余金処分案

区分 \ 項目	繰越不足金	当期剰余金	未処分剰余金
農業経営収入保険勘定	×××	×××	×××
任意共済勘定	×××	×××	×××

上記未処分剰余金を下記のとおり処理する。

1 農業経営収入保険勘定

区分 \ 項目	法定積立金		特別積立金		摘要
	当期	累計	当期	累計	
農業経営収入保険勘定	×××	×××	×××	×××	

2 任意共済勘定

区分 \ 項目	法定積立金		特別積立金		摘要
	当期	累計	当期	累計	
任意共済勘定	×××	×××	×××	×××	

別表第7 不足金処理案

不足金処理案

区分 \ 項目	繰越不足金	当期剰余（不足）金	未処分不足金
農業経営収入保険勘定	×××	×××	×××
任意共済勘定	×××	×××	×××

上記未処理不足金を下記のとおり処理する。

区分 \ 項目	法定積立金による補填	特別積立金による補填	繰越剰余金による補填	繰越不足金
農業経営収入保険勘定	×××	×××		×××
任意共済勘定	×××	×××		×××

別表第8 附属明細表

(1) 貸借対照表明細

ア 現金預金

種 類	前期繰越高			当期増加額			当期減少額			期末残高			摘要
	収保	任意	業務	収保	任意	業務	収保	任意	業務	収保	任意	業務	
現 金	—	—		—	—		—	—		—	—		
預 金	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
当座預金													
普通預金													
通知預金													
定期預金													
外貨預金	—			—			—			—			
〇〇預金	—			—			—			—			
合 計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

上段()書は、投資その他の資産に計上される金額で内数である。

イ 金銭信託

信託先	前期繰越高			当期増加額			当期減少額			期末残高			摘要
	収保	任意	業務	収保	任意	業務	収保	任意	業務	収保	任意	業務	
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
合 計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

上段()書は、投資その他の資産に計上される金額で内数である。

ウ 有価証券

(ア) 有価証券の増減

種 類	前期繰越高			当期増加額			当期減少額			期末残高			摘要
	収保	任意	業務	収保	任意	業務	収保	任意	業務	収保	任意	業務	
国 債	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
地方債	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
特殊債	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
社 債	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
公社債投資信託受益証券	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
貸付信託受益証券	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
合 計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

上段()書は、投資その他の資産に計上される金額で内数である。

b その他有価証券

種類及び銘柄		取得価額	時価	貸借対照 表計上額	当期費用に 含まれた評 価差額	評価差額		
						うち 評価益	うち 評価損	
農業 経営 収入 保険 勘定	国債 ○○○○ ○○○○							
	地方債 ○○○○							
	特殊債 ○○○○							
	社債 ○○○○							
	公社債投資信託受益証券 ○○○○							
	貸付信託受益証券 ○○○○							
	小計							
	任意 共済 勘定	国債 ○○○○ ○○○○						
		地方債 ○○○○						
		特殊債 ○○○○						
社債 ○○○○								
公社債投資信託受益証券 ○○○○								
貸付信託受益証券 ○○○○								
小計								
業 務 勘 定		国債 ○○○○ ○○○○						
		地方債 ○○○○						
		特殊債 ○○○○						
	社債 ○○○○							
	公社債投資信託受益証券 ○○○○							
	貸付信託受益証券 ○○○○							
	小計							
	合計							

b その他有価証券

種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	評価差額		
					うち評価益	うち評価損	
農業経営収入保険勘定	国債 ○○○○ ○○○○ 地方債 ○○○○ 特殊債 ○○○○ 社債 ○○○○ 公社債投資信託受益証券 ○○○○ 貸付信託受益証券 ○○○○						
	小計						
任意共済勘定	国債 ○○○○ ○○○○ 地方債 ○○○○ 特殊債 ○○○○ 社債 ○○○○ 公社債投資信託受益証券 ○○○○ 貸付信託受益証券 ○○○○						
	小計						
業務勘定	国債 ○○○○ ○○○○ 地方債 ○○○○ 特殊債 ○○○○ 社債 ○○○○ 公社債投資信託受益証券 ○○○○ 貸付信託受益証券 ○○○○						
	小計						
合計							

エ 未収債権

勘定区分	種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
農業経営 収入保険勘定	未収収入保険保険料 未収収入保険保険料国庫負担金収入 未収収入保険再保険金 収入保険雑未収金 収入保険貸倒引当金	(-)	(-)	(-)	(-)	
	合 計					
任意共済勘定	未収任意再保険金 未収任意保険料 建 物 保管中農産物 未収任意共済掛金 建 物 農機具 保管中農産物 未収再保険手数料収入 未収受取差益戻金 任意雑未収金 任意貸倒引当金	(-)	(-)	(-)	(-)	
	合 計					
業務勘定	未収加入者事務費負担金収入 未収賦課金 事務費賦課金 特 別 防 災 業務雑未収金 業務貸倒引当金	(-)	(-)	(-)	(-)	
	合 計					
総 合 計						

オ つなぎ貸付

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
つなぎ貸付 収入保険貸倒引当金	(-)	(-)	(-)	(-)	

カ 雑 資 産

勘定区分	種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
農業経営収入 保険勘定	仮払金 有価証券前払利息 前払費用					
	合 計					
任意共済勘定	仮払金 有価証券前払利息 前払費用					
	合 計					
業 務 勘 定	仮払金 有価証券前払利息 立替金 未収共同購入品代金 前払費用 繰延不足金					
	合 計					
総 合 計						

キ たな卸資産

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
業務勘定 共同購入品 貯蔵品					
合 計					

ク 有形固定資産

種 類	前 期 繰越高	当 期 増加額	当 期 減少額	期 末 残 高	減価償却累計額 (減価償却相当額)	減損損失累計額 (減損損失相当額)	差 引 期末残高
業務勘定					()	()	
土 地					()	()	
建 物					()	()	
構築物					()	()	
車両運搬具					()	()	
機械器具					()	()	
器具備品					()	()	
建設仮勘定					()	()	
リース資産					()	()	
合 計					()	()	

摘要 (1) 土地の内訳 (住所地ごとの面積)
 (2) 建物の内訳 (事務所、倉庫棟別の棟数、延面積)
 (3) 車両運搬具の内訳 (業務勘定の種類別数量)

- 「減価償却累計額 (減価償却相当額)」欄の () は、業務勘定の減価償却相当額である。
- 「減損損失累計額 (減損損失相当額)」欄の () は、業務勘定の減損損失相当額である。

ケ 無形固定資産

種 類	前 期 繰越高	当 期 増加額	当 期 減少額	期 末 残 高	減価償却累計額 (減価償却相当額)	減損損失累計額 (減損損失相当額)	差 引 期末残高	摘 要
業務勘定 電話加入権 差入保証金 車両リサイクル 預託金 リース資産 〇〇権					()	()		(数量、 種類等 を記入 する。)
合 計					()	()		

- 1 「減価償却累計額 (減価償却相当額)」欄の () は、業務勘定の減価償却相当額である。
 2 「減損損失累計額 (減損損失相当額)」欄の () は、業務勘定の減損損失相当額である。

コ 外部出資

抛出又は出資先	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
合 計					

サ 未払債務

勘定区分	種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
農業経営収入 保険勘定	未払収入保険再保険料 未払収入保険保険金 収入保険雑未払金					
	合 計					
任意共済勘定	未払任意再保険料 未払任意保険金 建 物 保管中農産物 未払任意共済金 建 物 農機具 保管中農産物 未払再保険手数料 未払差益戻金 任意雑未払金					
	合 計					
業務勘定	業務雑未払金					
	合 計					
総 合 計						

シ 収入保険特約補填資金

	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
加入者負担分					
国庫負担分					
計					

ス 責任準備金

勘定区分	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要

セ 支払備金

勘定区分	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要

ソ 任意前受保険料

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
任意前受保険料					
建 物					
保管中農産物					
合 計					

タ 任意前受共済掛金

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
任意前受共済掛金					
建 物					
農機具					
保管中農産物					
合 計					

チ 雑負債

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
農業経営収入保険勘定 任意共済勘定 業務勘定 仮受金 預り金 未払共同購入品代金 抛出金払戻交付仮受金 前受収益 防災事業繰延残金 業務繰延残金 小 計					
合 計					

ツ 借入金

勘定区分	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
農業経営収入保険勘定	()	()	()	()	
合 計	()	()	()	()	
任意共済勘定	()	()	()	()	
合 計	()	()	()	()	
業務勘定	()	()	()	()	
合 計	()	()	()	()	
総 合 計	()	()	()	()	

上段()書は、固定負債に計上される長期借入金の金額で内数である。

テ 任意預り金

勘定区分	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
任意共済勘定					

ト 再保険準備金

勘定区分	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
任意共済勘定					

ナ リース債務

短期・長期の別	勘定区分	区 分	金 額	摘 要
短期（1年以内返済予定リース債務）	業務勘定	〇〇〇〇 〇〇〇〇 合 計		
	総 合 計			
長期（1年超返済予定リース債務）	業務勘定	〇〇〇〇 〇〇〇〇 合 計		
	総 合 計			

二 資産除去債務

短期・長期の別	勘定区分	前期繰越	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	資産除去債務の履行による減少額	期末残高	摘要
短期（1年以内に履行が見込まれるもの）	業務勘定						
	合 計						
長期（1年以内に履行が見込まれないもの）	業務勘定						
	合 計						

ヌ 退職給付引当金

区 分	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計					
退職一時金に係る債務					
厚生年金基金等に係る債務					
未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異					
年金資産					
退職給付引当金所要額					
退職給付引当金					

ネ その他の引当金等

区 分	前期繰越高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		

ノ 処分済剰余金

勘定区分	種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
農業経営収入保険勘定	法定積立金					
	特別積立金					
	合 計					
任意共済勘定	法定積立金					
	特別積立金					
	合 計					
総 合 計						

ハ 固定資産見合純財産

種 類	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
外部出資見合純財産					
有形固定資産見合純財産					
無形固定資産見合純財産					
合 計					

(2) 損益計算書明細

ア 事業勘定関係 その1

(主要収益)

勘定区分	種類	保険料又は 共済掛金	保険料国庫負 担金収入又は 交付金	再保険金又 は保険金	受取補助金	摘要
農業経営収入保険勘定		円	円	円	円	
任意共済勘定	建 物		(再保険手数料)			
	農機具					
	保管中農産物					
	合 計					
総 合 計						

(主要費用)

勘定区分	種類	再保険料又は 保険料	保険金又は 共済金
農業経営収入保険勘定		円	円
任意共済勘定	建 物		
	農機具		
	保管中農産物		
	合 計		
総 合 計			

イ 業務勘定関係 その1

業務収支明細（収入の部）

損益計算書科目	内 訳	予算額 円	決算額 円	増減（△） 円	摘 要
前期繰越業務残金					
前期防災事業繰越金					
収入保険繰越事務費受入					
受取補助金	収入保険分受取補助金				
	その他受取補助金				
	小 計				
加入者事務費負担金収入					
賦課金	事務費賦課金				
	会員割				
	特別賦課金				
	会員割				
	小 計				
会費収入					
受託収入					
損害防止収入					
受取寄付金					
受取利息					
事業勘定受入	農業経営収入保険勘定受入				
	任意共済勘定受入				
	小 計				
業務貸倒引当金戻入					
業務雑収入					
建設引当金戻入					
修繕引当金戻入					
更新引当金戻入					
システム機能改善推進準備金戻入					
退職給与金施設預託金付加金収入					
退職給与金施設転貸福祉貸付受取利息					
有価証券処分益					
業務財産処分益					
業務雑利益					
業務繰延不足金繰入					
合 計					

(支出の部)

損益計算書科目	内訳	予算額 円	決算額 円	増減(△) 円	摘要
前期繰越不足金					
人件費	役員報酬				
	職員給料手当				
	法定福利費				
	厚生福利費				
	退職給付引当金繰入				
	退職給与金				
	(-)退職給付引当金戻入				
	賃 金				
	小 計				
旅費交通費	役員旅費交通費				
	職員旅費交通費				
	小 計				
事務費	通信運搬費				
	図書印刷費				
	消耗品費				
	手数料				
	小 計				
業務費	会議費				
	交際費				
	講習会費				
	業務支払利息				
	委託費				
	報酬				
	委員等旅費				
	諸謝金				
小 計					
普及推進費	広報費				
	事業奨励費				
	小 計				
施設費	光熱水費				
	備用品費				
	燃料費				
	賃借料				
	修繕維持費				
	保険料				
	車両リサイクル料				
	小 計				
損害評価費	報 酬				
	旅 費				
	会議費				
	賃 金				
	賃借料				
	燃料費				
	実測費				
	実測器具購入費				
	画像購入費				

損益計算書科目	内訳	予算額	決算額	増減(△)	摘要
	地理空間情報取得費				
	委託費				
	雑費				
	小計				
損害防止費					
損害防止事業負担金					
諸税負担金	公課費				
	協会負担金				
	団体支払賦課金				
	関係団体負担金				
	小計				
事業勘定繰入	農業経営収入保険勘定繰入				
	任意共済勘定繰入				
	小計				
業務貸倒引当金繰入					
加入者事務費還付支払金					
業務雑費					
建設引当金繰入					
修繕引当金繰入					
更新引当金繰入					
システム機能改善推進準備金繰入					
固定資産自己財源取得費	外部出資費				
	有形固定資産取得費				
	無形固定資産取得費				
	小計				
リース資産除去損					
リース債務解約損					
防災事業繰延残金繰入					
退職給与金施設転貸福祉貸付支払利息					
有価証券処分損					
有価証券評価損					
業務財産処分損					
業務貸倒損失					
業務雑損失					
収入保険繰越事務費					
業務繰延残金繰入					
計					
予備費					
合計					

(収入保険事務費(加入者負担分)の内訳)

	事務費総額	当期経費充当分	翌期経費充当見込	翌々期経費充当分
前々期徴収分	円	円	円	円
前期徴収分			—	—
当期徴収分				
計				

業務勘定関係 その2

防災事業収支明細

科 目	予算額		決算額		増減額	
	予算総額	一般	決算総額	一般	増減総額	一般
防災事業繰越残金 受取補助金 防災賦課金 任意共済割 会員割（農業共済団体） 損害防止収入 事業勘定受入 農業経営収入保険勘定受入 任意共済勘定受入 業務受入額 収 入 計						
旅費交通費 職員旅費交通費 事務費 図書印刷費 損害防止費 薬剤費 賃 金 賃借料 燃料費 技術者雇上料 旅 費 器具購入費 修理費 委託費 雑 費 小 計 損害防止事業負担金 事業勘定繰入 防災事業繰延残金繰入 固定資産自己財源取得費 支 出 計						

(様式)

金 額		借方科目・コード	摘要/相手先	貸方科目・コード	金 額
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
		合 計			

振替伝票 (日次)

起票日		伝票番号	
出納責任者	総務課長	作成者	

(様式)

No. _____

日 締 表
平成 年 月 日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 日		残 高	合 計	当 日

(様式)

全国農業共済組合連合会 支払証明書

確 認	統括参事	参 事	副参事	主管部長	総務課長	科 目	
						内 訳 科 目	
						処 理 年 月 日	

担 当 部 署 確 認	課 長

支 払 証 明 書

1. 支 払 金 額

金 額	¥ - 円
-----	-------

2. 支 払 先 _____

3. 支 払 目 的 _____

4. 摘 要 _____

上記のとおり支払いました。

平成 年 月 日

職氏名 _____ 印

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

職氏名 _____ 印

全国農業共済組合連合会長 様

合計残高試算表

[]

借	方		勘定科目	貸		方
	高	計		当	計	
残						
高						
計						
当						
月						

(様式)

債権債務確認書

(年 月 日現在)

貴組合又は連合会に対する本会の債権・債務額は下記の通りになっています。

年 月 日

全国農業共済組合連合会長 ㊟

農業共済組合長 様

債 権 額				債 務 額			
種別	調定額	収入済額	差引未収額	種別	調定額	支払済額	差引未払額
合 計							
備 考							

当組合に対する貴会の債権・債務額は上記の通り相違ありません。

年 月 日

農業共済組合長 ㊟